(b)　単体有資格業者及び経常ＪＶの配置予定技術者においては、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記(1)(f)(ｱ)、(ｲ)及び(ｴ)の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記(1)(f)(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の経験を有し、(ｴ)は同一工事でなくてもよいが、(ｱ)の要件を満たすそれぞれの経験を有すること。共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、下記１）及び２）の項目ごとに配置する場合は、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了したそれぞれに掲げる要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記(1)(f)(ｱ)及び(ｲ)の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記(1)(f)(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の経験を有する者であること。）。

２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記(1)(f)(ｱ)及び(ｴ)の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記(1)(f)(ｱ)及び(ｴ)は、同一工事の経験を有する者であること。）。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社の配置予定技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。

工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c)　異工種ＪＶの配置予定技術者は、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）及び２）の要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、上記(1)(g)１）(ｱ)及び(ｲ)の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記(1)(g)１）(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の経験を有する者であること。）。

２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、上記(1)(g)２）(ｱ)及び(ｲ)の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記(1)(g)２）(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の経験を有する者であること。）。

工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(d)　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(e)　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

３　総合評価に関する事項

(1)　入札に関する事項

(a)　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

(ｱ)　ＰＣ連続ラーメン橋のＰＣ上部工（上・下部工接続部を含む。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果

(ｲ)　鉄筋コンクリート橋台（橋脚）及び深礎杭の品質の確保、向上のための工夫とその効果

(b)　「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。

(ｱ)　施工体制確保の確実性

(ｲ)　品質確保の実効性

(c)　総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記(2)によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ｲ)　上記(a)及び(b)の内容が適正であること。

(ｳ)　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(2)　提案について

(a)　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「ＰＣ連続ラーメン橋のＰＣ上部工（上・下部工接続部を含む。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」及び「鉄筋コンクリート橋台（橋脚）及び深礎杭の品質の確保、向上のための工夫とその効果」についての評価の配点は、それぞれ30：20とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

(b)　施工体制については、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０点の加算点を与えるものとする。

(3)　上記(1)において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(4)　技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、入札に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

４　入札手続等

(1)　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44　大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課　契約第二係　村上　智紀　電話06―6942―1141㈹

(2)　入札説明書等の交付期間及び交付方法　入札説明書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、平成24年９月28日から平成25年１月10日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前９時00分から午後５時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記(b)に持参することにより、電子データにて交付するので、下記(b)にあらかじめ申し出ること。

(a)　交付期間：平成24年９月28日から平成25年１月10日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後５時00分まで。

(b)　申込先及び交付場所：〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44　大阪合同庁舎第１号館８階　近畿地方整備局総務部契約課　電話06―6942―1141㈹

(c)　交付申込期限：平成25年１月10日正午まで。

(3)　申請書及び資料の提出期間、提出先及び提出方法

(a)　提出期間：平成24年10月１日から平成24年10月23日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後４時30分まで。

(b)　提出先：〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44　大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局新館２階　契約情報コーナー　電話06―6942―1141㈹　内線2850

(c)　提出方法：電子入札システムにより、提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参すること。

(4)　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出先及び提出方法　平成24年12月10日から平成25年１月10日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後４時30分まで（最終日は「入札書」受付締切時刻である正午まで。ただし、利付き国債の提供の場合の期限は、平成24年12月25日午後４時30分までとする。）。〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44　大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課　電話06―6942―1141㈹　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(5)　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。